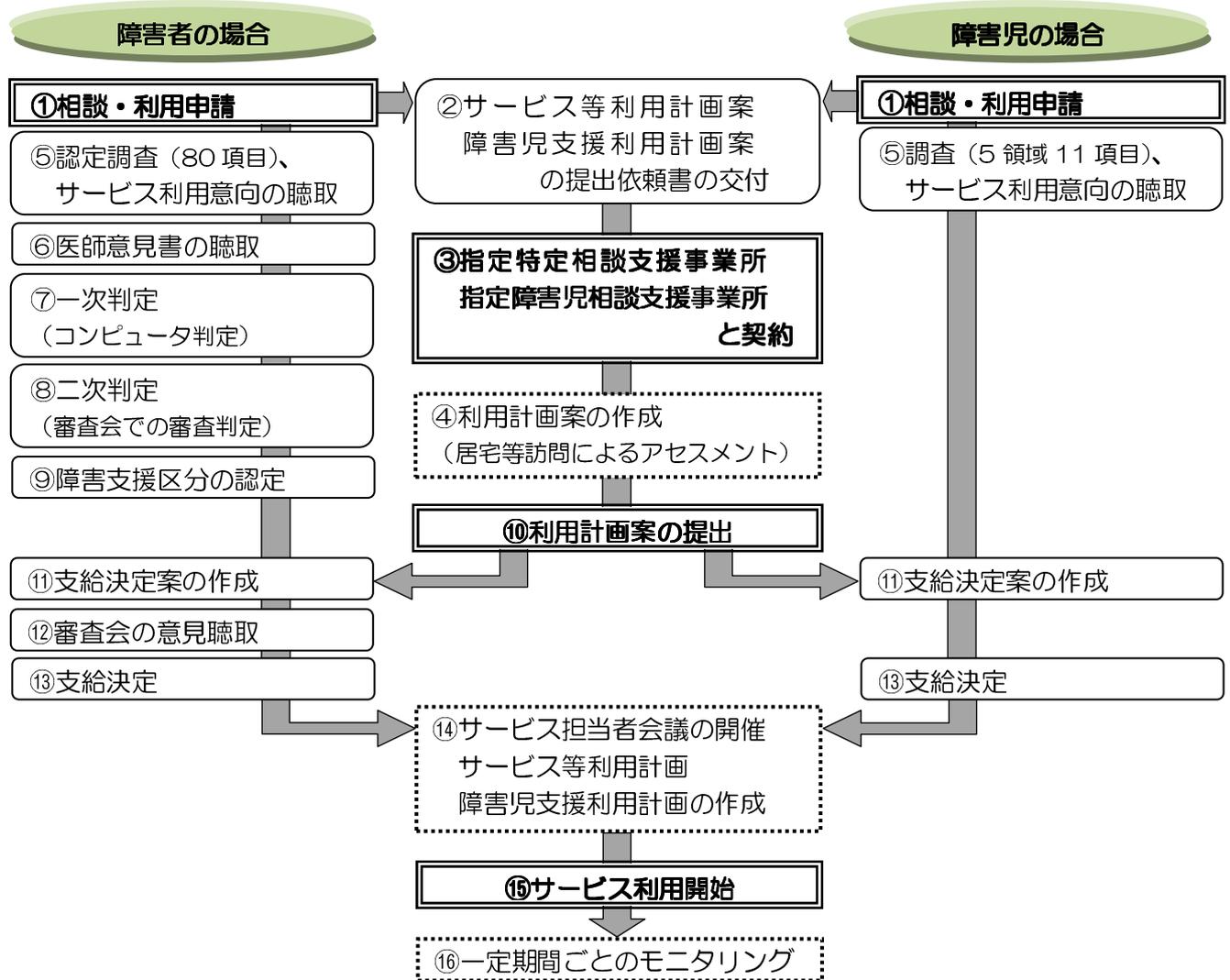


利用の手続き

○ サービス利用までの流れ



- ① 必要に応じた適切なサービスを選択するために、前ページの「◆ 問合せ先」で相談し、利用したいサービスを決定のうえ、申請を行います。
- ② 区は、申請者に対し、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下、「利用計画案」という。）の提出を依頼します。
- ③ 申請者は、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（以下、「事業所」という。）と契約し、利用計画案の作成を依頼します。（区内の事業所については、ホームページをご覧ください。）
- ④ 事業所は、申請者の居宅等を訪問し、利用意向や援助の方針、生活全般の解決すべき課題等を調査（アセスメント）し、利用計画案を作成します。
- ⑤ 区は、障害支援区分を認定するための80項目の調査と、サービス利用意向や家族の状況等についての聞き取りを行います。
なお、18歳未満は5領域11項目の調査のみで、障害支援区分の認定は行いません。
- ⑥ 区は、障害状況等について、主治医に医師意見書（医学的知見）の記載を依頼し、提出を受けます。
- ⑦ 区は、⑤の調査結果や⑥の医師意見書（24項目）により、判定ソフトを活用し、障害支援区分の1次判定を行います。
- ⑧ 区が設置した審査会は、⑤の特記事項や⑥の医師意見書（上記24項目を除く）などを考慮し、障害支援区分の2次判定を行います。

- ⑨ 区は、審査会の審査判定にもとづき、障害支援区分（非該当、区分 1～6）を認定します。
- ⑩ 申請者は、事業所が作成した利用計画案または事業所以外が作成したセルフプランを区に提出します。
- ⑪ 区は、勘案事項（注）や区が定める支給基準に基づき、利用できるサービスの種類と量について、支給決定案を作成します。
- ⑫ 区は、支給決定案が支給基準を上回る場合等は、審査会に妥当性や公平性について、意見を求めます。
- ⑬ 区は、審査会の意見を参考に、支給決定を行い、申請者に決定通知及び障害福祉サービス受給者証・通所受給者証を交付します。
- ⑭ 事業所は、サービス担当者会議等を開催し、サービス提供事業者との連絡調整を行い、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下、「利用計画」という。）を作成し、申請者等に交付します。
- ⑮ 申請者は、支給決定の内容に基づき、サービス提供事業者と契約し、サービスの利用を開始します。
- ⑯ 事業所は、サービスの利用開始後、利用計画が適切かどうかの検証（モニタリング）を定期的に行い、必要に応じて、利用計画の変更等を行います。

※ 同行援護（障害支援区分 3 以上と見込まれる者を除く）及び訓練等給付（介護を伴う共同生活援助を除く）の申請の場合は⑥～⑨は行いません。また、訓練等給付（共同生活援助及び就労継続支援 B 型を除く）の場合、暫定支給として決定し、一定期間、サービスを利用し確認、評価の後に本支給の決定を行うことができます。

※ 地域相談支援の申請の場合は⑥～⑨は行いません。

（注）勘案事項

- 障害支援区分
- サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案
- サービスの利用意向
- 日中活動や社会参加の状況
- 介護者や居住等の状況
- 訓練・就労に関する評価（訓練等給付） など